

事 務 連 絡  
平成19年1月5日

各都道府県障害程度区分担当者殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害程度区分係

### 障害程度区分Q&Aについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御協力いただきありがとうございます。

さて、標記について、別添のとおり作成しましたので業務遂行上の参考としてご活用願います。

なお、本資料の電子媒体は近々厚生労働省ホームページに掲載予定です。

※ 厚生労働省ホームページ（障害者福祉のページ）  
<<http://www.mhlw.go.jp/>>

厚生労働省障害保健福祉部

精神・障害保健課 障害程度区分係 佐藤、武田

TEL 03-5253-1111（内線 3026）

FAX 03-3593-2008

EMAIL shogaikubun@mhlw.go.jp

## 障害程度区分Q&A

項目	質問内容	回答
1-1 麻痺等	留意点⑤の例の場合、「6. その他」を選択するとなっているが、両下肢の筋力低下がある場合は、「4.左下肢、5.右下肢」を選択することによいか。	お見込みのとおり。
1-1 麻痺等	右上肢に麻痺があり、なおかつ右の手指が欠損している場合、「3.右上肢」と「6.その他」の両方を選択し、部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載することによいか。	お見込みのとおり。
2-3 座位保持	パケットシートは、座位保持装置に含まれるのか。	お見込みのとおり。
2-3 座位保持	座位の角度が、床に対して直角でなく、60度くらいでも、座位と解してよいか。	対象者がいつも座位を保持している角度であれば、座位と解する。
2-7 移動	通常は屋内・屋外ともに1人での移動が可能であるが、荷物を持つと移動が困難となり、介助が必要な場合、どのように判断するのか。	移動の行為のみに着目して判断する項目であり、荷物を持つての移動は評価しない。
4-4 飲水	水は適正にできるが、甘いジュースは飲み過ぎてしまう場合についてどう考えるか。	飲水は「1.できる」に該当する。甘いジュースだと飲み過ぎてしまう場合、7-7「過食」で評価する。
4-6 排便	排便にかかる一連の行為はできるが、月経時の後始末には介助が必要となる場合、4-6は「1.できる」を選択したうえで、具体的な状況を4-6の特記事項に記入すると解してよいか。	お見込みのとおり。
5-1ア 口腔清潔	総義歯の場合、一部介助と全介助の判断はどうなるのか。	義歯の洗浄ができない場合のうち、義歯の出し入れができる場合は「2.一部介助」、義歯の出し入れもできない場合は「3.全介助」である。
6-1 視力	半盲、複視、視野欠損はどのように判断すればよいか。	視力確認表が実際に見えるかどうかで判断するとともに、状況の特記事項に記載する。
7-ソ	重度心身障害者の方で、起きあがって火を使うことができないなど火を使うことがない場合、「1.ない」と判断してよいか。	お見込みのとおり。選択肢の判断基準にある「対象者の状況からその行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合も含まれる。」に該当する。

項目	質問内容	回答
7-モ	自分で何でもできると思っており、薬やお金の管理を介護者にさせようとする。そのことで薬の飲み間違いがある場合は該当するのか。	7-モには該当しないが、「5-3薬の内服」や「5-4金銭管理」で評価する。
8 医療	本人が行っている行為は該当しないと考えてよいのか。	お見込みのとおり。
9-8 文字の視覚的認識使用	視覚のみに着目していると解して良いか。	お見込みのとおり。